


特殊車両通行許可申請に際してのお願い

特殊車両通行許可申請の審査期間が長期化しており、その要因の一つとして不備のある申請書の修正対応に相当の時間を要していることがあります。

そこで、審査の円滑化を図るため、申請者の皆様には以下の点についてご協力をお願い致します。

申請者の皆様へのお願い

- (1) 基本的に申請された内容に基づき確認を実施します。申請内容に不備が無いことを確認のうえ、適正な申請をお願い致します。
- (2) 「通行経路」については、簡易算定機能を活用すると共に事前に道路状況や道路管理者への必要な確認をしていただき、「通行不可」が生じない経路での申請をお願い致します。
※幅広寸法の車両や重量物運搬の車両は特にご注意ください。



不備のある申請がなされた場合

今後の取り扱いについて

- 原則、軽微な内容(誤字、脱字等)以外は審査窓口で修正は行わず、「差し戻し」となります。その際の対応についても電話ではなく、メールでの対応となります。
- 申請経路において道路管理者への協議の結果、「通行不可」が示された場合は、「不許可」通知の発行となります。これにより経路を変えて申請する場合は、再申請の手続きとなります。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。